

平成29年度

監査結果フォローアップ報告

長崎県監査委員

監査結果フォローアップ報告（平成 29 年度確認分）

1 フォローアップの目的

監査結果報告において指摘事項又は意見とした事項（以下「指摘事項等」という。）について、措置の状況を確認し、是正・改善が認められない事項については是正・改善の取組みを促し、徹底した事後検証を行うとともに、類似事例の再発防止の取組みについて啓発するなど監査結果のフォローアップを行うことにより、監査の実効性を高める。

（参考）確認基準

区 分		内 容	摘 要	
A	是正・改善済	措置を講じ、改善を終えたと認められるもの	その後の取組状況の報告を求めない	
B	是正・改善見込	講じた措置が未だ終了していないが、是正・改善が確実に見込まれると認められるもの		
C	是正・改善に取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 是正・改善に着手していると認められるもの ・ 是正・改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているのが認められるもの 	次年度以降の定期監査で、指摘事項等によることによつて、措置状況として報告を求め、継続的にフォローをしていく	是正・改善が見込まれるまでの後の取組状況の報告を求め、フォローしていく
D	未取組	是正改善の取組みが認められないもの (改善も検討もしていないもの)	その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う	
E	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解決に長期間を要するもの等、やむを得ないと認められるもの ・ その他（監査対象から外れたもの等） 	その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う	

2 フォローアップの概要

平成27年度～28年度に実施した定期監査（普通会計・公営企業会計）、平成28年度に実施した行政監査並びに平成27年度に実施された包括外部監査の指摘事項等に対する執行機関の措置状況について、提出された資料に基づき確認するとともに、平成29年度の定期監査（前期分）の際に検証を行った。

是正・改善が済んでいない事項については、必要に応じて、次年度以降の定期監査において、指摘事項等として再度、是正・改善を求めている。

(1) フォローアップの対象について

29年度において、指摘等となるものについては、翌年度においてフォローアップの対象となることから、本報告の対象から除外した。

フォローアップ対象に係る取組状況確認結果

区 分			フォローアップ対象	H29確認結果					
				是正・改善済 A	是正・改善見込 B	H30フォローアップ対象			その他 E
						是正・改善に取組中 C	未取組 D	計 C+D	
H28	定期監査	普通会計	32	31	1			0	
		公営企業会計	6	6				0	
		小計	38	37	1			0	
	行政監査		12	6	6			0	
	計①		50	43	7			0	
H27	定期監査	普通会計	1			1		1	
		公営企業会計	0					0	
		小計	1			1		1	
	行政監査		0					0	
	包括外部監査		35	28	3	4		4	
	計②		36	28	3	5		5	
合 計 (①～②)			86	71	10	5	0	5	

(注)H28包括外部監査については、措置状況の報告期限の関係からH30フォローアップ対象として確認する。

(2) 平成 28 年度指摘事項等分について

平成 28 年度指摘事項等の対象となった 50 件の内訳は、「是正・改善済」が 43 件、「是正・改善見込」が 7 件であった。

今後のフォローアップの対象となるものはなかった。

(3) 平成 27 年度指摘事項等分について

平成 27 年度指摘事項等の対象となった 36 件の内訳は、「是正・改善済」が 28 件、「是正・改善見込」が 3 件、「是正・改善に取り組み中」が 5 件であった。

「是正・改善に取り組み中」の 5 件については今後のフォローアップの対象となる。

3 改善された事項の主な内容

(1) 職員運転公用車に係る公用車等運転確認簿による所属長等の確認について (平成 28 年度定期監査・普通会計)

[指摘事項等]

職員が公用車を運転する場合には、過去の不祥事を踏まえ、「職員の県有自動車使用に関する要綱」及び「交通法規の遵守等について」（総務部長通知）に基づき、所属長等による運転者の免許証所持や健康状態等の確認を行い、公用車等運転確認簿に記録することとなっている。

しかしながら、今回、抽出して確認したところ、一部の所属において、これらの確認が徹底されていない事例が認められた。

については、要綱等に基づく所属長等による確認が徹底されるよう指導を行うべきである。

[措置状況]

公用車等運転時の事前確認の徹底を図るため様式の見直しを実施した。

(見直し内容)

- ・ 公用車使用簿に、公用車等運転確認簿による確認の「チェック欄」を追加
- ・ 両帳簿における記入内容の重複等を精査

主管課長会議等による周知徹底を行った。

- ・ 9 月 8 日 主管課長会議、振興局管理部長会議
- ・ 10 月 13 日 主管課総括補佐会議、地方機関サービス担当課長会議
- ・ 10 月 19 日 定期監査（前期）結果にかかる研修会

今後はこのような事がないよう、機会のあるごとに引き続き周知に努めてまいります。

[確認結果]

公用車使用簿の様式への公用車等運転確認簿による確認欄の追加や会議・研修会における周知徹底が行われている。

4 課題として残っている事項

課題事項

区分	定期監査 (普通会計)	行政監査	包括外部監査	計
H27	1	0	4	5
計	1	0	4	5

課題として残っている事項は、平成27年度における定期監査（普通会計）の1件、包括外部監査の4件の計5件である。

なお、課題の概要は下記のとおりである。

(1) 定期監査（普通会計）

○平成27年度指摘事項等 1件

X線撮影装置の更新について

保健所内における撮影件数は地域的に偏りはあるものの、大きく減少している状況を踏まえ、今後のX線撮影装置の整備にあたっては、経済性、効率性の観点から、十分に検討がなされるべき

(2) 包括外部監査

○平成27年度指摘事項等 4件

雲仙岳災害記念館の指定管理について

① 指定管理者指定については、公募を行うべき

県営住宅について

① 指定管理者の人件費の積算については、事務作業量によって積算されるべき

② 指定管理者の業務に必要な人件費については、修繕費増加のリスクとして、指定管理者に負担させるべきではなく、長崎県が負担するよう最大限配慮すべきである

③ 指定管理者の指定については、公募を行うべき